

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月18日
【会社名】	Abalance株式会社
【英訳名】	Abalance Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳瀬 重人
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年6月30日に提出致しました第26期(自 2024年7月1日 至 2025年3月31日)内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

当社は、2024年3月に監査等委員会による調査報告書に基づき、有価証券報告書等の訂正を行いました。訂正要因である過去の有償支給取引の経緯及び理由等に疑義が生じたため、2025年9月に第三者委員会を設置し、2025年12月に第三者委員会の調査報告書を公表しました。さらに、外部専門家で構成される検証委員会を設置し、事実関係の精査を進めてまいりました。その後、2026年2月に公表した検証委員会の検証結果及び2026年6月に公表した調査委員会の調査結果を受領し、過年度における不適切な会計処理の内容および財務諸表への影響について確認を進めてまいりました。その結果、連結子会社における有償支給取引に関する会計処理を含む複数の会計論点について修正を要する事項等が判明いたしました。

また、当社およびグループ会社を対象とした自主点検を実施し、類似取引の調査を含め必要な修正項目の網羅性の確認を進めてまいりました。これらの調査及び自主点検の結果を踏まえ、主に、海外子会社を含めた有償支給取引に関する会計処理に関して修正が必要であることが判明したため、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表等を訂正することといたしました。

当該訂正の原因となった事実関係及びその背景について調査及び検証を行った結果、当社グループにおいては、関連当事者取引、非定型・重要取引、海外子会社における重要取引及び重要な会計上の判断を伴う事項に関し、これらを全社的に適時かつ適切に把握し、その財務報告への影響の重要性を評価したうえで、必要な是正及び改善につなげるための内部統制が十分に機能していなかったことが判明いたしました。

具体的には、以下のような不備を認識しております。

1. 重要情報及び重要な会計判断に関する情報共有及び検証体制が十分に機能しておらず、関係部署間で必要な情報の収集、伝達及び共有が適時かつ適切に行われていなかったこと
2. 取締役会、監査等委員会、内部監査及び会計監査人による牽制・監督機能並びに相互牽制機能が十分に発揮されず、重要事項に対する検証、是正及びフォローアップが実効的に行われていなかったこと
3. 関連当事者取引、非定型取引、海外子会社取引、重要な会計上の見積り及び開示判断に係る財務報告リスク並びに不正リスクについて、十分な識別、評価、再評価及び対応が行われていなかったこと
4. 経理部門を中心とする財務報告関連部門において、業務の複雑性及び財務報告リスクに見合う人的基盤及び専門性が十分に確保されておらず、重要な会計判断、決算処理及び開示判断に係るレビュー及び検証機能が十分に機能していなかったこと
5. 内部統制上の不備及び重要事項に対する是正措置並びにフォローアップを十分に機能させるためのモニタリング体制が整備及び運用されていなかったこと

これらの不備の背景として、経営者は事業規模の拡大及び財務報告リスクの増大に応じて、国内外のグループ会社を含む内部統制体制、経理体制及びモニタリング体制の整備及び強化を十分に実施できておらず、重要な取引及び事象並びに重要な会計判断に適切に対応するための統制環境が十分に構築されていませんでした。

その結果、重要情報及び重要な会計判断に関する情報が組織内で十分に共有及び検証されず、関係部署間の連携及び相互牽制並びにチェック機能が十分に機能していない状況が認められました。

また、取締役会、監査等委員会、内部監査及び会計監査人による牽制・監督機能、財務報告リスク及び不正リスクの識別・評価・再評価、重要情報の収集・伝達・共有並びに是正措置及びフォローアップを行うモニタリング体制が十分に機能していませんでした。

加えて、海外子会社における重要取引及び非定型取引に関し、東京本社において当該取引に係る会計上の論点を適時かつ十分に識別し、必要な会計処理方針を策定し、海外子会社及び関係部署へ伝達するための統制が十分に整備及び運用されていませんでした。

その結果、グループとして海外子会社においても重要取引に係る会計処理及び報告に関する統制が十分に構築されず、必要な決算処理が財務報告に適切に反映されない状況が認められました。

これらの不備は、統制環境、リスク評価、情報と伝達及びモニタリングに係る全社的な内部統制並びに決算・財務報告プロセスに影響を及ぼすものであり、財務報告の信頼性に重要な影響を与える可能性があることから、開示すべき重要な不備に該当すると判断しております。

上記の開示すべき重要な不備には、内部統制の評価基準日後に実施した調査等により判明した事項が含まれておりますが、これらの不備は当該評価基準日時点において既に存在していたものと判断しております。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する現時点で認識している必要な修正は、連結財務諸表に反映しておりますが、連結財務諸表注記追加情報（不適切会計処理に関する調査及び検証の状況について）に記載のとおり、グループ全体として有償支給取引に関連する内部統制が構築されておらず、複雑な資本構造や複数子会社を経由する取引構造により、同取引を網羅的に把握することが困難な状況となっております。

この結果、連結財務諸表に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があります、その影響を反映させる場合における連結財務諸表項目及び金額並びに注記が明らかでないため、連結財務諸表には反映しておりません。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、内部統制体制、経理体制及びモニタリング体制の見直し及び強化を進め、適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。